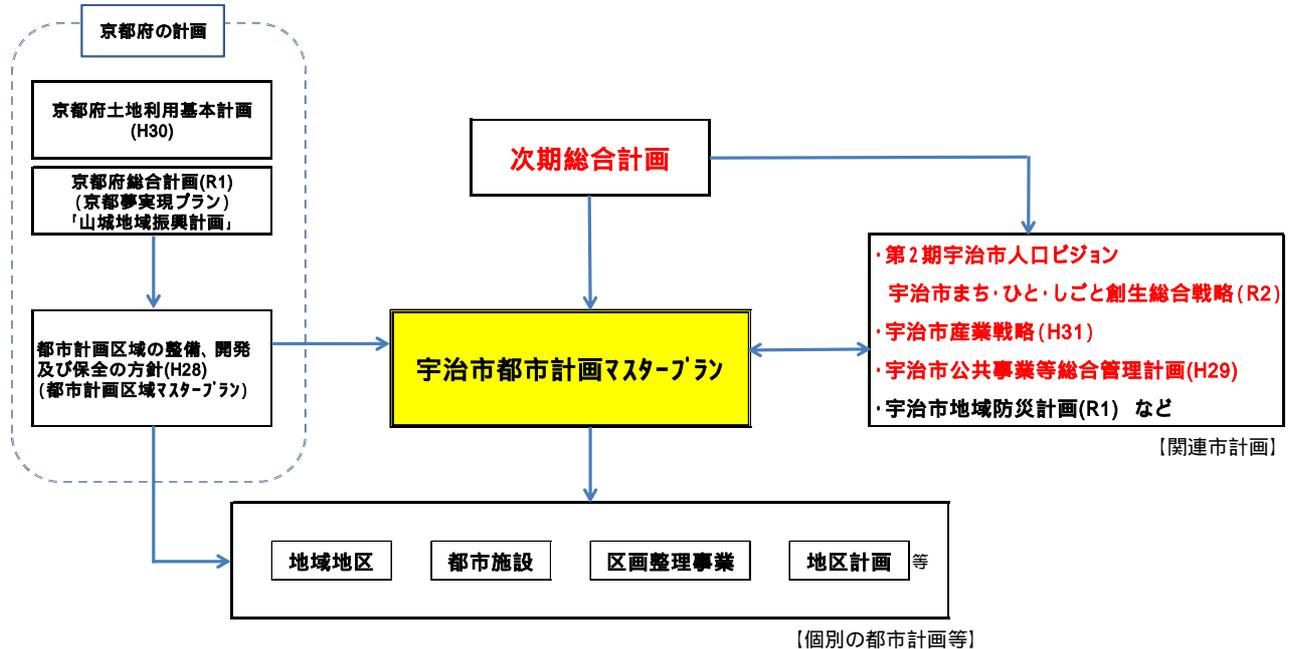


策定の経緯と検討の主な視点

1. 経緯について

当初	改訂（中間見直し）	改正（今回）
平成 16 年 3 月策定	平成 24 年 10 月策定	令和 4 年策定予定
目標年次：2024 年（令和 6 年） （計画期間 20 年） 将来人口：191,000 人（総合計画） 将来都市構造 将来的な市街地の範囲 既存市街地の有効利用 市街地の秩序ある土地利用 将来的な都市の骨格 環境負荷の小さい鉄道網強化 バランスのとれた交通基盤 整備 世界遺産・宇治川周辺をまち のシンボルとして保存・継承 都市防災の充実 など 拠点の配置 中枢拠点（中宇治） 広域拠点（六地藏・大久保） 地区拠点（小倉・黄檗）	目標年次：同左 将来人口：182,000 人（総合計画） 将来都市構造 概ね当初計画と同じ （都市防災を踏まえた土地利用の あり方） 主な変更点 少子高齢化を見据えた対応 医療・福祉の充実 都市防災の充実 防災の拠点の追加 都市景観の充実 重要文化的景観・（仮）お茶と 宇治のまち歴史公園の追加	目標年次：2042 年（令和 24 年） （計画期間 20 年） 将来人口：検討 将来都市構造 人口減少社会への対応 持続的に発展するまち 検討視点 ◆ 将来人口 ◆ 都市づくりの基本理念・姿勢 ◆ 将来都市構造 ➢ 土地利用 ➢ 都市の骨格 ➢ 拠点の役割 など

2. 上位計画及び関連計画との関係図



3. マスタープランとの連携が必要な関連計画

宇治市第5次総合計画第3期中間計画（平成30年策定）

参考資料 1

第5次総合計画に位置付けた基本構想の実現に向けた最終の中期計画として、第2期までの取組における成果や課題を踏まえ、平成30年度から平成33年（令和3年）度までの4年間において、「選択と集中」により重点的に取り組む施策を定めたもの。

関連する重点的施策

1. 安全・安心なまちづくりの推進
 - ・ 災害に強いまちづくり、地球温暖化防止対策
 - ・ 都市計画施設整備の推進
3. 戦略的な産業の活性化の推進
 - ・ 人口減少・少子高齢化の進展の対応
 - ・ 持続的に発展するまち
6. 未来の宇治のまちの発展と人口減少社会を見据えた都市基盤整備
 - ・ 人口減少社会に対応した都市計画施設整備への転換
 - ・ 予防保全的な維持修繕等の推進

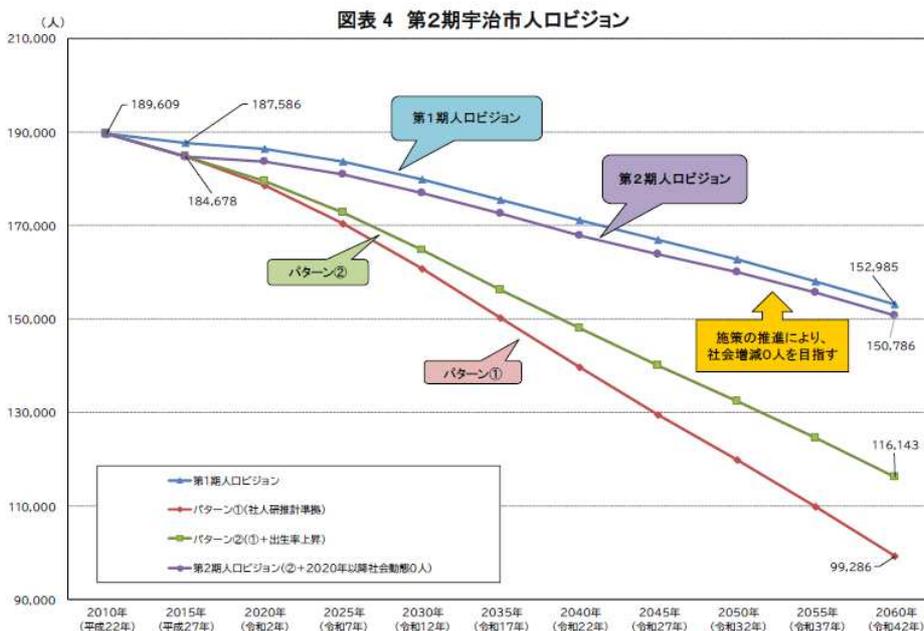
第2期宇治市人口ビジョン宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（令和2年策定）

参考資料 2

第2期宇治市人口ビジョン

第1期宇治市人口ビジョンの検討を基にしつつ、国の方針を踏まえた推計を行うとともに、人口の維持と持続可能な発展に向けた「まち・ひと・しごと」を創出するための創生総合戦略を策定する上での分析や本市の目標とする人口を定めるものです。



目標人口
(2060年)
150,786人

合計特殊出生率
国の長期ビジョンに準拠
(2060年1億人程度維持)

第2期宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョンにおいて示した人口の変化による将来への影響、課題を踏まえた上で、人口減少に歯止めをかけ、持続的に発展するまちを目指した今後の目標、基本的な方向、具体的な施策を示しています。

関連する基本目標

3. まちの魅力を高める都市基盤の整備
 - ・仕事、観光など様々な目的で本市を訪れる滞在人口を増やし、人・物の交流や地域のコミュニティの基盤強化により、まちの活性化を図る
4. 持続的に発展する地域経済の活力づくり
 - ・持続発展できる強い市内産業をつくり、多様な働く場の創出により定住人口の確保、市民の豊かな暮らしを実現

宇治市産業戦略（平成31年策定）

参考資料3

宇治市の産業振興についての方針を示し、具体的な取組を進めることにより、市外からの需要や人の流れを呼び込むとともに、市内の経済循環を促進することにより市内経済を活性化させることを目的として策定します。

目標：将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくり、多様な働く場を創出することにより、定住人口を確保し、市民の豊かな暮らしを実現する。

課題：新設・拡張・移転とも市内に事業用地がないことから市外に移転

関連する戦略の取り組みの方向性

1. 市内産業の進化・発展
 - 事業のしやすい環境づくり
 - ・新たな工業用地の確保
6. 事業の担い手の確保
 - 起業支援
 - ・新たな起業拠点の整備
 - 事業の担い手の確保
 - ・企業誘致の検討及び誘致活動

公共施設等の適正配置や計画的保全により持続可能な市民サービスを維持していくため、公共施設等の現状と課題を整理し、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な方針を定めています。

関連する取組方針

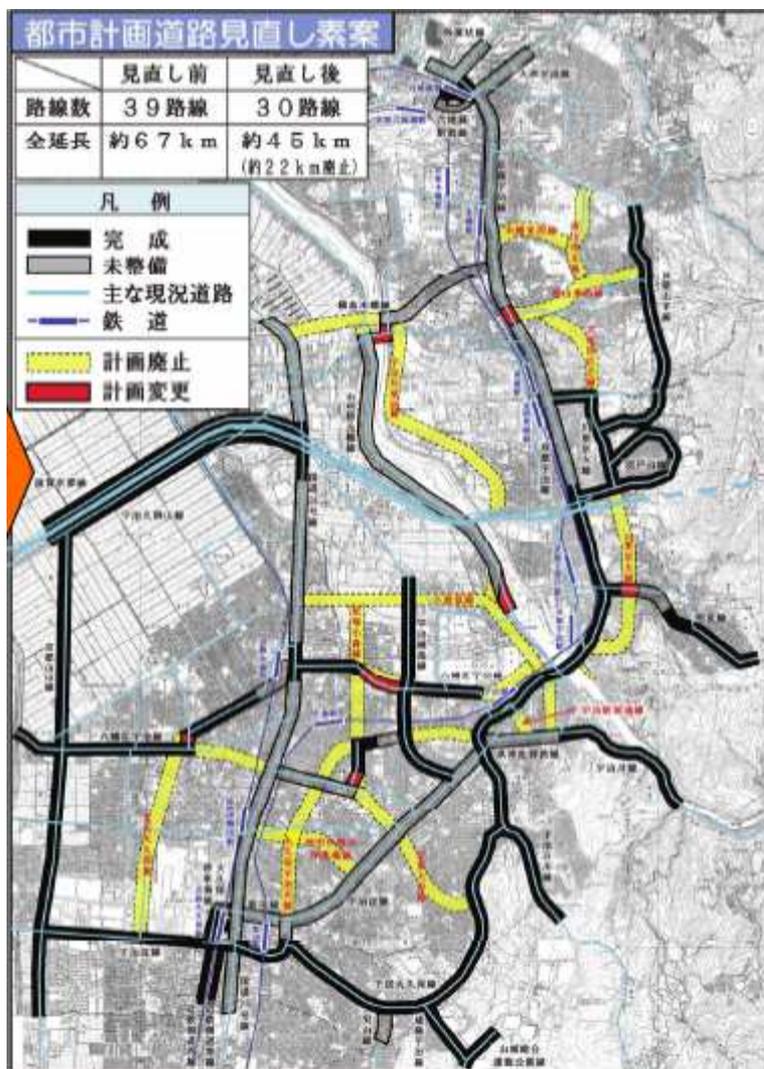
方針 施設性能の保全

- ・計画的な予防保全及び長寿命化により公共施設の耐久性を向上させる

方針 公共施設総量の適正化

- ・今後 30 年間（令和 28 年度まで）で 20% 削減することを目標（将来人口見合い）

>> 都市計画道路網見直し（H24）により、必要性の低い路線（2030 年度適量）の 3 割強を廃止



宇治市地域防災計画（令和元年）

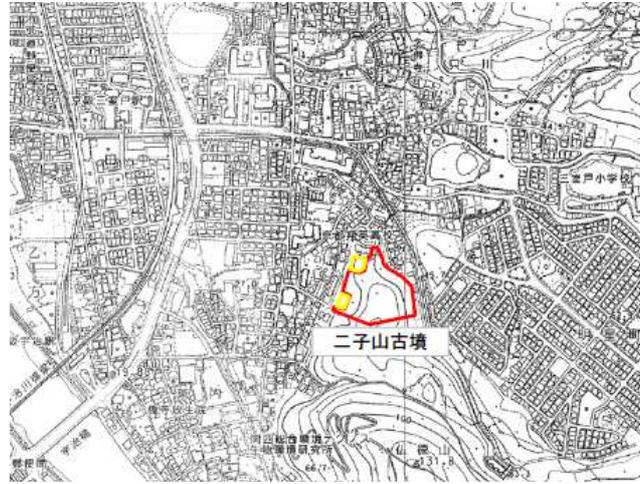
防災に関し、総合的・計画的な業務遂行を図ることを目的として、昭和 39 年 6 月、災害対策基本法の規定に基づき策定。災害の予防計画、応急対策計画、復旧計画など、必要な事項を定めている。

>> 地震・土砂災害・風水害ハザードマップ（くらしの便利帳）を全戸配布（H30）

史跡「宇治古墳群」、名勝「宇治山」の指定（平成30年）

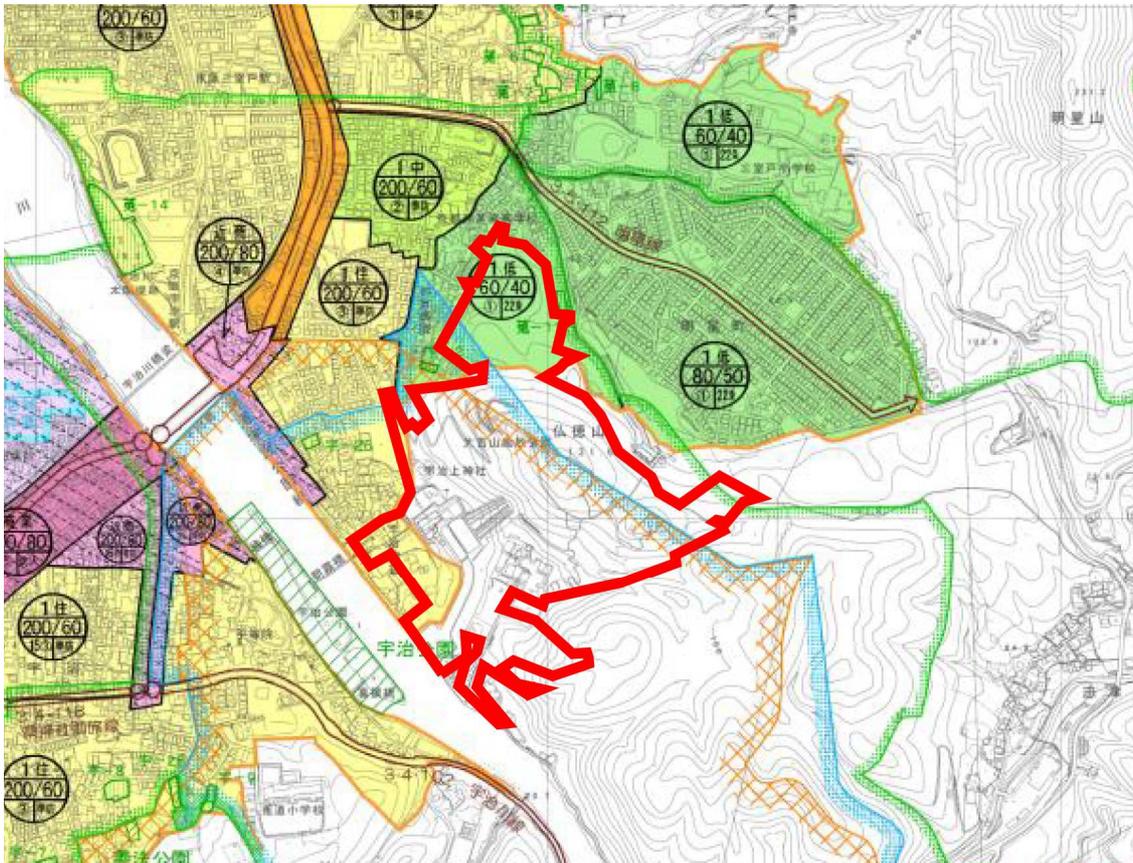
一部、市街化区域に位置する歴史的景観の保全、継承のため史跡、名勝指定を行った。

史跡「宇治古墳群」



-  今回指定する範囲
-  今後保護を必要とする範囲

名勝「宇治山」



-  名勝指定地域対象範囲

立地適正化計画

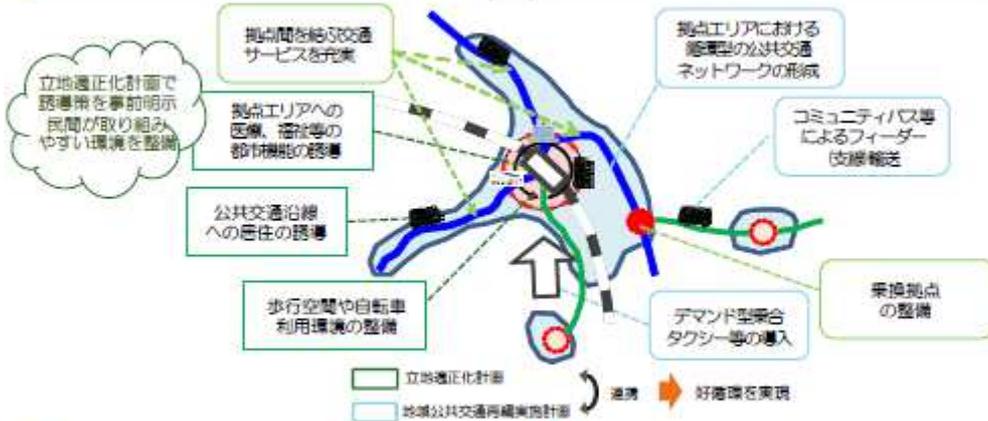
立地適正化計画制度の意義と役割

都市全体を見渡したマスタープラン

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全体を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。



まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

出典：国土交通省 H P

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-市街地調整区域における**住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街地調整区域 非線引き都市計画区域
浸水ハザードエリア等	市街地調整区域

【都市計画法、都市再生特別措置法】

- 【災害レッドゾーン】
- ・災害危険区域（崩壊、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

- 【避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等】

【都市再生特別措置法】

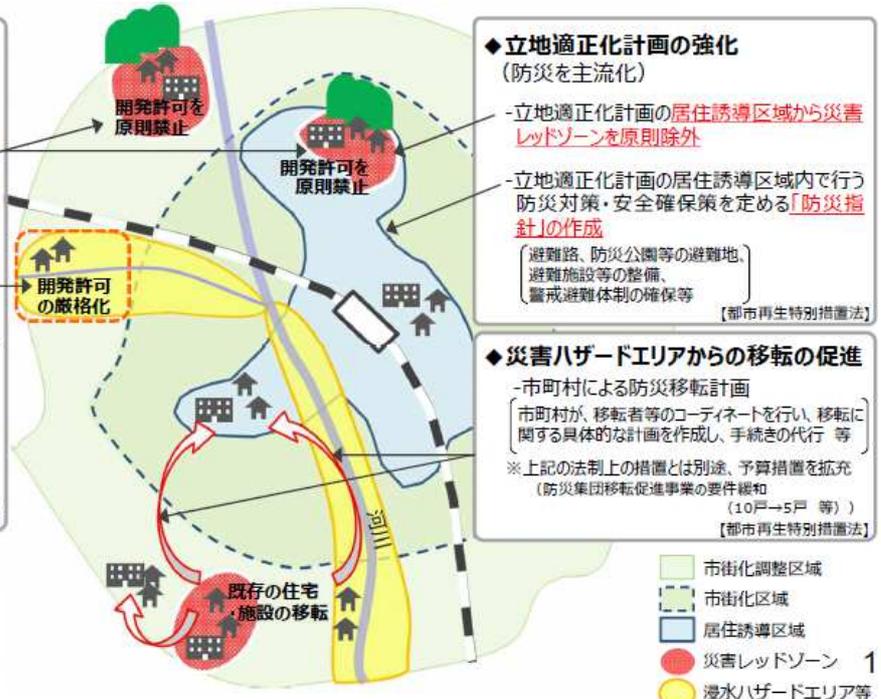
◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転計画**

【市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等】

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

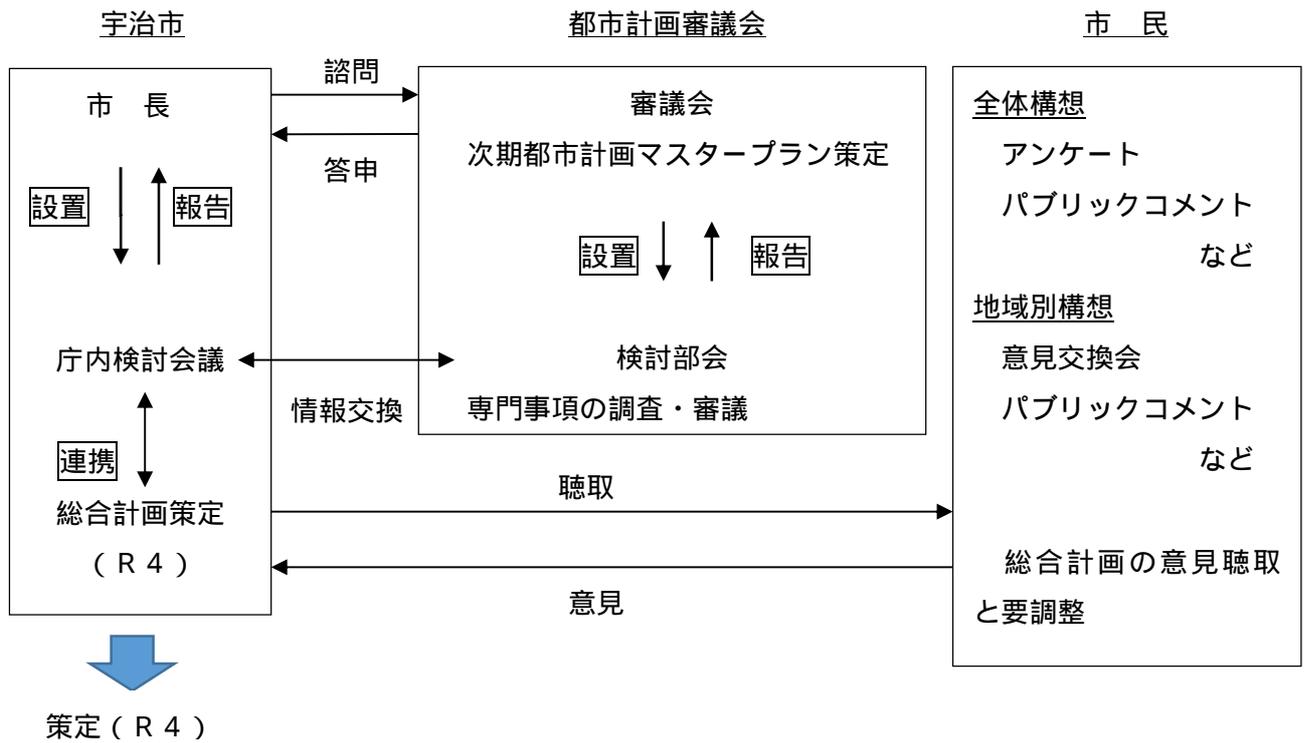
【都市再生特別措置法】



出典：国土交通省 H P

>> 宇治市の地勢を踏まえた立地適正化計画のあり方

4. 検討体制（案）



5. 現マスタープランの点検（全体構想）について

— 全体構想 —

2. 都市づくりの基本理念と基本目標	
2-1 策定の背景と目的	7
2-2 目標年次	7
2-3 都市づくりの基本理念	7
2-4 都市づくりの基本姿勢	8
2-5 都市づくりの基本目標	11
3. 将来都市構造	
3-1 将来人口推計	13
3-2 将来都市構造の基本的な考え方	14
(1) 将来的な市街地の範囲	14
(2) 将来的な都市の骨格	15
(3) 拠点の配置	17
4. 部門別方針	
4-1 部門別方針と都市づくりの基本目標との関係	25
4-2 土地利用の基本的方針	26
(1) 住宅地	27
(2) 商業・業務地	27
(3) 工業地	28
(4) 農地・山間集落地	28
(5) 森林地・緑地等	28
4-3 交通の基本的方針	30
(1) 公共交通機関	30

今回

➔

目標年次 2042年(令和26年)
とし、現マスタープランの
点検を行う

2. 都市づくりの基本理念と基本目標

2-1 策定の背景と目的

宇治市は、21世紀という新たな時代を迎え、目覚ましい国際化や情報化の進展、少子高齢化、環境問題、価値観の多様化、経済・産業の変革など、時代の大きなうねりの中で、成長型社会から成熟型社会へと変わりつつあります。

平成13年(2001年)に宇治市第4次総合計画が「市民が豊かさを実感できる新しい宇治の都市づくり」を目的に策定されました。

また、市民生活においては少子高齢化が急速に進むとともに、市民の価値観も個性化やゆとり・豊かさを基調とした多様な価値観へと変化しています。

こうした背景のもとマスタープランは、市民と行政が一緒になってこれからの宇治市の将来像を考えながら、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるものとして平成16年3月に策定したものです。

平成23年(2011年)に策定された宇治市第5次総合計画(以下、「総合計画」)の検討の中で、社会情勢の変化等により、マスタープランを見直す必要があると判断し、平成24年10月に改訂版を策定しました。

2-2 目標年次

マスタープランは、概ね20年後の宇治市を展望するため、目標年次を、2024(平成36)年とします。

目標年次：2024(平成36)年

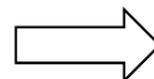
2-3 都市づくりの基本理念

本市は、豊かな自然的環境や文化・歴史的遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることもできる、ふるさと宇治を創造することをめざしています。そのため、総合計画でうたっている「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を21世紀のめざすべき都市像の基本理念として、その実現に努めています。

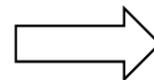
そこで、マスタープランが総合計画の都市計画関連分野に関するより具体的な方針を定めるものであるということから、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を都市づくりの基本理念とします。

みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市

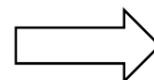
検討の主な視点(案)



人口減少・少子高齢化の更なる進展
現計画：2042年 17万2千人 (2024年 18万2千人)
改正：2042年 13万8千人 (2024年 17万1千人)
国立社会保障・人口問題研究所推計準拠



目標年次 (20年計画)
2042年(令和24年)



策定のポイントを踏まえての次期総合計画との調整

2-4 都市づくりの基本姿勢

「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を実現していくためには、市民が自らまちのことを考え、主体的に活動するとともに、自らまちを育てている実感を得られることが必要です。そのためには、市民が活動しやすいルールづくりを行政との協働でつくり出し、市民と行政が強力に支えあうことが必要です。

これを、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を実現していくための基本姿勢と考えます。そこで、「市民と行政が対話し、ともに育む都市づくり」を基本姿勢とし、宇治市独自の都市づくりを進めます。

市民と行政が対話し、ともに育む都市づくり

市民と行政の協働

これからの都市計画は、市民が主体となって検討し、地域のことは地域に住む人々が積極的に考え、責任を持って進めて行くという考え方を前提に取り組んでいくことが必要です。

将来のまちの姿を共有し実現していくためには、「市民と行政」の協働が必要です。

- 市民の都市づくりへの参加意識を高めるための情報を公開します
- 市民と行政のパートナーシップ*のルールづくりをします
- 市民のまちづくり活動に対する支援体制を推進します

既存制度の活用と市民の声が反映される新しい制度の積極的な創設

「市民と行政のパートナーシップのルールづくり」のひとつとして、都市づくりに積極的な地域の想いや志が着実に実現化する制度を創設し、活用していくことが必要です。

- 地区計画など都市づくりに関する既存制度を積極的かつ的確に活用します
- 平成20年に施行された「宇治市まちづくり・景観条例*」など宇治市の個性や市民の声を取り入れた制度の活用を推進します

検討の主な視点(案)

基本姿勢については、継承
市民参画の手法については、検討

- 宇治市まちづくり・景観条例の策定(H20.4)
- ・まちづくりへの市民参加
8地区の「まちづくり協議会」の設置(H24策定時は6地区)
提案型地区計画の取組中(1地区)
 - ・開発事業の調整
開発事業を行うにあたり、構想段階から地域への周知、説明
- マスタープラン策定で得たまちづくりの知識・経験の活用
- ・大久保駅周辺地区整備構想策定(H18.11)
 - ・宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定(H19.3)
 - ・近鉄小倉駅周辺地区まちづくり(H30~)

取組の継続

財政動向や社会動向を見据えた計画的・段階的な施策の推進

これからの都市づくりを実現していくためには、限られた予算の範囲で最大限の効果を得ることが重要です。また、まちの現状と課題を市民と行政が冷静な視点で見つめたうえで、計画的・段階的な施策の推進を図ることが必要です。

市民への事業実施に関する情報公開も積極的に進めます。

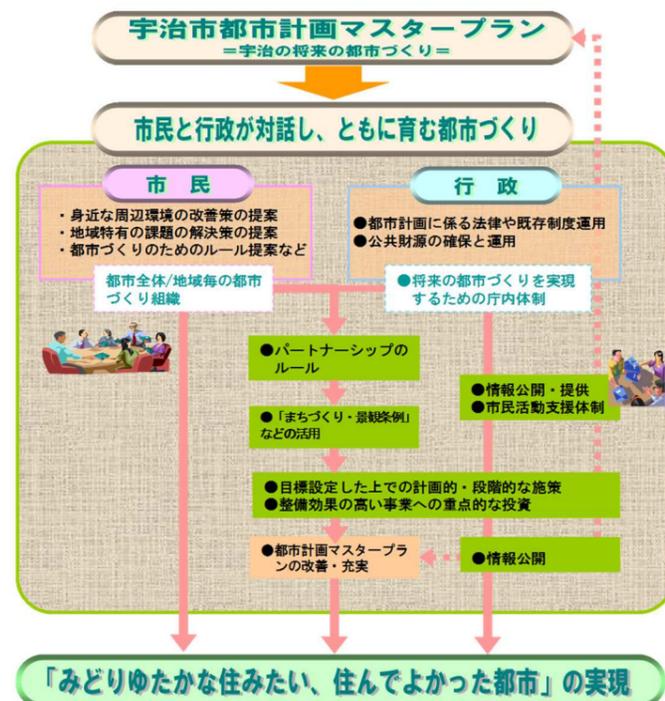
- 一定期間の目標を設定したうえで、計画的・段階的に施策を推進します
- 整備効果の高い事業への重点的な投資により、計画的・段階的に施策を推進します
- 事業実施に関する情報を公開します

将来の都市づくりを実現するための庁内体制の整備

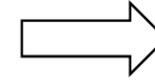
マスタープランに基づき、これからの都市づくりを進めていくためには、確固たる庁内体制をつくる必要があります。

- 宇治市都市計画マスタープランの適切な運用と宇治市のこれからの都市づくりを着実に進めるための庁内体制をつくりま
- 時代の変化や地域の都市づくりに対する取り組みなどの熟度を勘案しながら、宇治市都市計画マスタープランを改善・充実します

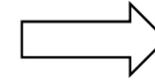
市民と行政が対話し、ともに育む都市づくり 概念図



検討の主な視点(案)



マスタープランの実効性(策定のポイント)



体制の構築

- ・宇治市まちづくり・景観条例の策定(H20.4)
 - ・都市計画課まちづくり支援系の強化
 - 市民のまちづくり活動の支援
 - 次期マスタープランの策定
 - ・人口減少・少子高齢化の進展
 - ・マスタープランの実効性
- など

2-5 都市づくりの基本目標

「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の基本理念に照らしながら、都市づくりのための基本姿勢のもとに、本市の現況や動向、時代の潮流を見据え、今後の都市づくりを進めます。その基本目標を次のように定めます。

豊かな自然をいつまでも大切に未来へ伝える都市づくり

【基本的方向】

宇治川の豊かな水や巨椋池干拓田*および山間地などのみどりと、そこに生息する動植物とのふれあいなど、豊かな自然の恩恵を次世代に引き継いでいくためにも、環境負荷の少ない都市づくりを進めます。

【基本方針】

① 無秩序な市街地の拡大を防止し、豊かな自然を保全し、身近なみどりを守ります

市街地周辺の自然を保全するため、市街地周辺の無秩序な開発を防ぐとともに、身近な自然や田畑と市街地が調和するような土地利用を行います。

② 循環型社会に対応した都市づくりをめざします

地球温暖化の防止に寄与し、廃棄物のリサイクルや自然エネルギーを考慮した循環型都市システムの創出をめざします。同時に、市民による環境美化活動を促進する環境づくりを進めるなど、持続的な循環型都市づくりをめざします。

歴史と新しい文化が息づく都市づくり

【基本的方向】

世界遺産である平等院や宇治上神社などの歴史的遺産や宇治茶など、歴史と伝統に裏打ちされたまちの資源を保全するとともに、新旧の文化が融合した景観を生み出し、また、新たな感覚から生み出される産業を育成する都市づくりを進めます。

【基本方針】

① 新旧の文化が調和したまちの景観をつくります

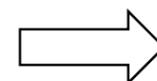
世界遺産である平等院や宇治上神社などの歴史的遺産、宇治橋周辺などの緑豊かな歴史ある町並み、これらの歴史・文化や景観を守り育てるとともに、身近なみどり空間や商業施設の誘導など、歴史的遺産と調和した連続性のあるまちなみの創造を進めます。

② 文化・歴史や茶業など、資源の活用と新たな産業の育成による個性ある都市づくりをめざします

歴史的遺産や既存の観光資源の活用、茶産業の発展など、地域資源を活用して産業の付加価値が高まるような土地利用の誘導を図ります。

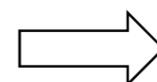
また、本市のこれまでの産業集積を活かしつつ、新しい都市づくりの基盤ともなる新たな産業が育成されていくようなまちをめざします。

検討の主な視点(案)



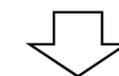
人口減少社会においても、持続的に発展するまちを目指す

- ・ 将来の市街地のあり方
- ・ 将来の都市骨格のあり方
- ・ 将来の拠点のあり方

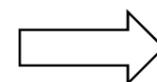


取組み状況

- ・ 宇治市景観計画(景観法)
- ・ 宇治市風致地区条例(都市計画法)
- ・ 重要文化的景観(文化財保護法)
- ・ 宇治市歴史的風致維持向上計画(歴史まちづくり法)



取組の継続



持続的に発展するまち
取組みの具体化が必要

災害に強く安心して住める穏やかな都市づくり

【基本的方向】

住環境や都市施設をはじめとする全ての都市づくりに、ユニバーサルデザイン*の考えを取り入れ、障害者や子どもからお年寄りまで、さまざまな世代の人が安全・安心に生き続けることのできる都市づくりを進めます。

【基本方針】

① すべての人にやさしく快適な住環境・都市施設を整備します

住みたい、住んでよかったと思えるような、魅力ある定住環境の形成に向けて、市街地内の歩行環境の改善、保育所や医療施設、高齢者福祉施設など一体となった都市型住宅環境、まちのにぎわいを呼び込む駅前周辺の高度利用、みどりに包まれた住環境の形成など、市民の利便性や快適性等の要望に幅広く対応した住環境・都市施設の整備を進めます。

② 安全・安心して住み続けられる都市づくりをめざします

安全・安心して住み続けられる都市として、災害に強いまちの実現をめざし、幹線道路や生活道路の整備、オープンスペース*の確保、避難場所などの防災拠点の整備を進めます。特に、密集市街地等や老朽化した住宅が多い地区では、防災に力点を置いた都市づくりに取り組みます。

また、宇治川などの治水対策にも取り組むとともに、市民の防災意識を高め、組織だった防災システムを構築します。

人や環境にやさしく、交流を大切にする都市づくり

【基本的方向】

まち全体の交通体系の円滑化と充実を図るために、恵まれた鉄道網の活用や幹線道路などの整備を進めます。さらに、都市の魅力を高めるために、歩行者に重点を置いた都市づくりを進めます。

【基本方針】

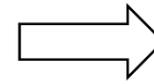
① 人にやさしく、環境にやさしい交通体系を実現します

環境にやさしい交通体系の実現をめざし、自動車利用を抑制し、それに変わる利便性を担保するため、鉄道やバスを中心とした公共交通利用への転換を図ることを主体としながら、渋滞などまちの環境におよぼす影響を取り除くために幹線道路網の整備を進めます。また、全ての人々が移動しやすい交通環境の改善に向けて、駅など交通結節点*での乗り継ぎや利便性の向上をめざします。

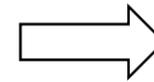
② 歩くことが楽しくなる歩道のある都市づくりをめざします

市民の社会参加活動を高めるため、車道と歩道の段差解消など、道路空間のバリアフリー*化を積極的に進めるとともに、車椅子などが楽に通行できる歩行者専用空間の確保や周辺のまちなみに調和したうらおいのある空間の創出など、歩くこと、外出することが楽しくなるような道路環境づくりに取り組みます。

検討の主な視点(案)

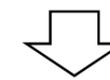


基本、取組みの継続が必要であるが、本市の地勢を踏まえた様々な視点での検討が必要



宇治市公共交通体系基本計画の策定中(R2策定予定)
持続可能な公共交通の構築

- ・既存公共交通の利用促進
- ・新たな移動手段の確保
- ・まちづくりとの連携
- ・技術革新やICTの活用



公共交通体系(R2年度策定予定)を踏まえ
実現を目指す

3. 将来都市構造

3-1 将来人口推計

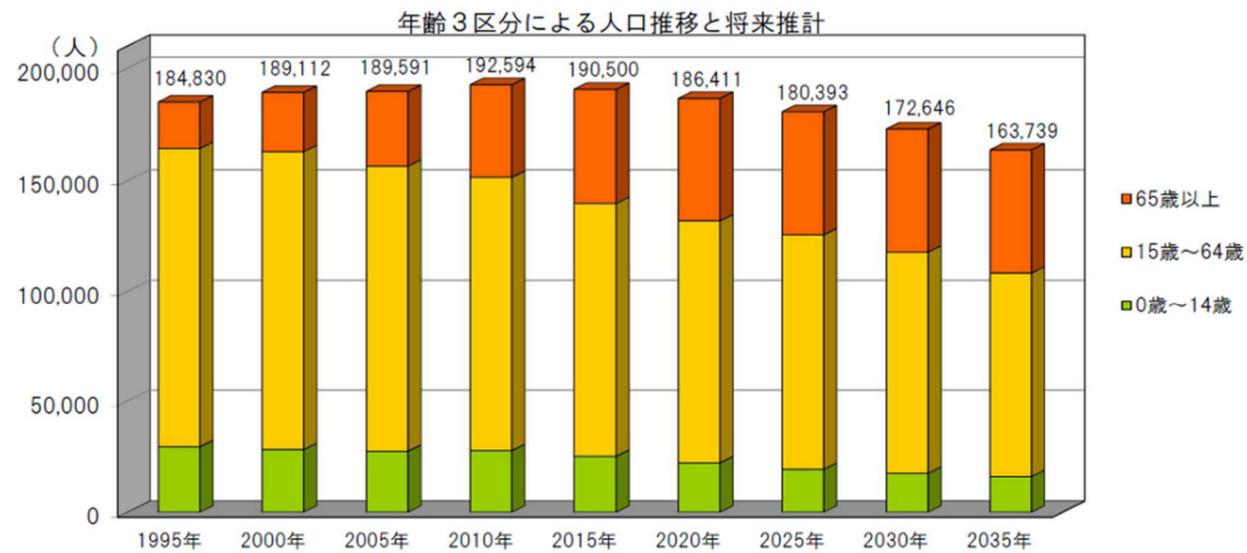
(1) 将来人口推計設定の考え方

近年における少子高齢化の急速な進行により、我が国の総人口は減少することが明らかになってきており、社会情勢の動向から見ても、人口増加が認められる都市は一部に限られているのが現状です。

本市においても、今後はさらに若年層を中心とした生産年齢人口の減少と高齢人口の増加等が考えられます。よって、今後は医療・福祉サービスの充実や人口減少時代に合った効率の良い都市基盤施設整備等が必要となっていきます。

以上のことから本市の将来人口を設定します。

なお、平成16年3月1日現在の人口は190,750人です。



	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)	2030年 (平成42年)	2035年 (平成47年)
65歳以上	20,488 11.1%	26,202 13.9%	32,968 17.4%	40,975 21.3%	50,687 26.6%	54,429 29.2%	54,686 30.3%	54,736 31.7%	55,255 33.7%
15歳～64歳	134,883 73.0%	134,736 71.2%	129,212 68.2%	123,915 64.3%	114,702 60.2%	109,798 58.9%	106,406 59.0%	100,412 58.2%	92,407 56.4%
0歳～14歳	29,459 15.9%	28,174 14.9%	27,411 14.5%	27,704 14.4%	25,111 13.2%	22,184 11.9%	19,301 10.7%	17,498 10.1%	16,077 9.8%
合計	184,830	189,112	189,591	192,594	190,500	186,411	180,393	172,646	163,739

(資料：宇治市第5次総合計画)

目標年次(平成36年)の将来人口

18万2千人

検討の主な視点(案)

資料1、参考資料2

3-2 将来都市構造の基本的な考え方

(1) 将来的な市街地の範囲

○市街化区域*を前提にしながら、既存市街地の有効利用を図るとともに、市街地の状態を常に改善することを基本に秩序ある土地利用を進めます

市街地ゾーン

- ・商業・行政などの中枢機能と、利便性の高い都市型居住*を提供する都市空間の創出
- ・商業機能、日常生活サービス機能や新しい都市機能を集積させることによるにぎわいの創出
- ・周辺土地利用との調和や改善による居住機能の集積

集落地ゾーン

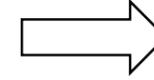
- ・自然に囲まれた住宅地としての土地利用を維持しつつ、道路等の生活基盤整備などによる住環境の向上

農業生産ゾーン

- ・農業振興地域*および農用地区域*を中心に、緩やかな山間地や宇治市のシンボルでもある茶園などを有効活用しながら、将来とも良好な農業地域としての農地保全

山間自然ゾーン

- ・市街地ゾーンに隣接する丘陵のみどりなどの自然的環境
- ・無秩序な市街化を防止し、快適な都市空間づくりに不可欠なまちの資源としての緑地の保全
- ・豊かな自然が残された地域であり、市民の貴重な財産として、自然の生態、起伏に富んだ山間地形、清流やダムによる水辺の空間など地域に分布する資源の有効活用



検討の主な視点(案)

人口減少社会においても、持続的に発展するまちを目指す

- ・将来の市街地のあり方
- ・将来の都市骨格のあり方
- ・将来の拠点のあり方

(2) 将来的な都市の骨格

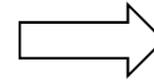
検討の主な視点(案)

①環境負荷の小さい鉄道網を強化します

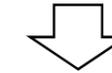
【鉄道網】

自然的環境や生活環境への負荷の低減を図り、人や環境に配慮した都市づくりを進めるための鉄道網

- JR奈良線 ○京阪宇治線 ○近鉄京都線 ○京都市営地下鉄



- ・JR奈良線高速化・複線化第2期事業(R5春営業開始)
- ・交通結接点機能(駅前広場等)の強化



取組の継続

②バランスのとれた交通基盤整備に向けた幹線網を確立します

【幹線網】

大量の交通需要を高速かつ円滑に処理できるバランスのとれた交通基盤の整備を進めるための幹線網

○広域連携幹線

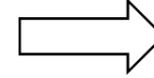
高速道路など周辺市町との広域的な連携を担う道路

○地域連携幹線

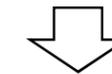
周辺都市間との地域連携や高速道路のインターチェンジへのアクセスなど都市の骨格を形成する道路

○地域生活幹線

地域連携幹線を補完し、都市内の拠点間移動など主に市民生活の一翼を担う道路



- ・都市計画道路網の見直し
- ・必要性の高い路線の存続(総延長の3割廃止)
- ・引続き優先度を踏まえて整備を進める



取組の継続

③宇治に住む誇りと愛着を育む都市景観を形成し、世界遺産および宇治橋周辺をまちのシンボルとして、悠久の歴史を語り継ぎます。

【シンボル景観】

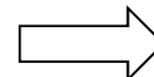
宇治川や世界遺産及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観として位置付け、保存・継承

○宇治川や世界遺産(平等院・宇治上神社)及びその周辺一帯

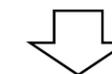
○重要文化的景観



宇治橋から見た宇治川の風景



史跡宇治古墳群、名勝宇治山の指定による景観の保全・活用



土地利用方針との整合

検討の主な視点(案)

【骨格軸景】

宇治川・山並みスカイライン及び旧街道の景観を保全・継承

- 宇治川・山並みスカイライン
- 旧街道(旧奈良街道、旧大和街道)



山並みスカイライン

【特徴的ゾーン景】

歴史的遺産集積地、旧集落等のまちなみなど「宇治らしさ」を有する景観を保全・継承

- 黄檗山萬福寺・三室戸寺およびその周辺
- 安養寺周辺、白川地区ほか



黄檗山萬福寺

④水とみどりのネットワークを形成します

【水とみどりのネットワーク】

宇治市のまちづくり資源であり、自然、レクリエーションの要としての機能をもつ市民の憩いの場の形成

- 宇治川とその支流
- 東海自然歩道
- 巨椋池干拓田



⑤都市防災の充実を図ります

【防災の拠点・緊急輸送道】

避難地を兼ねた防災・復旧活動の拠点、災害時の避難・物資輸送のための幹線道路

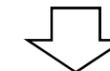
- 山城総合運動公園、黄檗公園ほか
- 京滋バイパス、国道24号、宇治淀線ほか

緊急輸送道路の整備

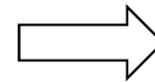
- ・新宇治淀線開通(都市計画道路)の開通(H28)
- 重要物流道路等(代替・補完路)の指定(R2.4)
- ・市道宇治白川線(市役所アクセス道路)
- ・市道槇島町70号線他(防災の拠点(医療・福祉施設等整備促進エリア)アクセス道路)

防災拠点の整備

- ・医療・福祉施設等整備促進エリアの整備(H27)
- ・黄檗公園(体育館耐震化(H29)、野球場(応援部隊の駐留地)整備)(整備中)



取組の継続及び充実



(3) 拠点の配置

地域の特色を活かし、都市機能の集積・役割分担を行いつつ、地域を育てていくための中心的な役割を担う「拠点」を配置します

「成熟したまち」への転換期にあって、新しいまちづくりを進めていくためには、多様な地域資源の活用と秩序ある市街地整備などをバランスよく行うことが求められます。そのためには、それぞれの地域の特色を活かし都市機能の集積及び役割分担を行いつつ、地域を育てていく中心的役割を担う「拠点」の配置が必要となり、また、道路網により「拠点」がお互いに連携し合い、まち全体が濃密でバランスのとれた都市機能を持つ必要があります。

中枢拠点

宇治市の中央部に、行政、スポーツ・レクリエーション、市民文化、商業、観光などの機能を複合的に持った中枢拠点を設定し、高次元の都市機能の充実を図るとともに、優れた様々な都市機能が集積する都市空間を形成します。

「宇治市の中央玄関口」としてまちの特色や独自性を形成するにふさわしい JR 宇治駅および京阪宇治駅周辺から宇治市役所周辺を中枢拠点と位置づけます。

また、重要文化的景観の選定と宇治川太閤堤跡が発見されたことに伴い、宇治橋周辺について、観光宇治の新たな拠点としての整備や周辺のまちづくりを総合的に進めます。

広域拠点

都市の活力を生み出すために、周辺地域との連携に配慮し、広域的な交通結節点としての立地条件を生かした広域拠点を形成します。

この拠点は、中枢拠点を補完する拠点として、広域交通ターミナルを中心とした商業機能や業務・サービス機能、地域コミュニティを育成するための文化交流機能などが集積する都市空間を形成します。

既存の商業集積状況、地域の人口規模、公共交通による利便性を考慮し、周辺地域との結節点にそれぞれ1箇所ずつ配置することが望ましいと考えます。そのため、北部は JR 六地蔵駅周辺、南部は近鉄大久保駅周辺を広域拠点と位置づけます。

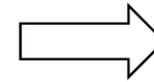
地区拠点

日常生活をおくるうえで利便性が高く、暮らしやすい環境をつくるために地区拠点を形成します。

この拠点は、身の回り品を主体とした商業施設や生活利便施設などを主に配置し、暮らしやすい地区環境の形成を実現します。

公共交通機関の利便性を活用することを念頭に、近鉄小倉駅周辺と JR および京阪黄檗駅周辺を地区拠点と位置づけます。

検討の主な視点(案)

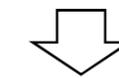


人口減少社会にて、持続的に発展するまち

- ・ 拠点の役割
- ・ 都市機能の集約・役割分担

都市防災

- ・ 近年の大規模災害の発生により、防災対策の必要性がさらに向上



検討が必要

産業拠点

地元産業の振興を図るため、高速道路への近接性をいかした流通産業の立地を促進するほか、既存産業の技術高度化や研究開発・情報通信をはじめとするIT産業などの新たな産業を育成する産業拠点を形成します。

高速自動車道や幹線道路などの自動車交通の利便性の高い槇島・大久保地区および宇治地区を産業拠点と位置づけます。

みどりと交流の拠点

市民の交流の場である山城総合運動公園、植物公園、天ヶ瀬森林公園、(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園、アクトパル宇治、市街地内に点在する各種公園、社寺林などの文化・歴史の薫るみどり、巨椋池干拓田や市南部の丘陵地にひろがる茶畑などをみどりと交流の拠点として位置づけ、市民の憩いの場・ふれあいの場として利用していきます。特に、市東側に広がる山間部では自然を守りながら、これらの持続可能な里づくりをめざします。

防災の拠点

大規模な災害において、京都府の広域防災活動拠点*である山城総合運動公園とともに、地域における避難地や防災・復旧活動拠点などとして機能するよう黄檗公園、西宇治公園を宇治市の地域防災拠点として位置づけ、必要な施設整備を行います。

また、広域幹線道路の要所である槇島地区に地域医療の充実と災害時の対応強化のため、救急・高度医療施設や福祉施設などの整備を促進するエリア(医療・福祉施設等整備促進エリア)を位置づけ、それら施設の誘導を行います。